

## 育児休業（産前・産後休業）中の利用申請にかかる確認書

記入日 年 月 日

申請者（保護者）名 \_\_\_\_\_

育児休業（産前・産後休業）中（取得予定を含む）に申請される方は以下の事項を確認し、該当事項の□にチェックをしてください。

本確認書は、入所希望月の属する年度ごとにご提出ください。

申請年度	令和	年度
------	----	----

【育児休業延長の許容について】	
<input type="checkbox"/> はい	申請の結果、利用不可（入所待機）となった場合、育児休業期間の延長を許容することができる。
<input type="checkbox"/> いいえ	

※「はい」にチェックをした場合、利用調整における調整指数に影響があります。必ず、「令和7年度保育施設等入所案内」のP9をご確認ください。

【全員共通】	
<input type="checkbox"/>	提出された書類は返却できません。必ず提出する前にコピーしておいてください。電子申請の場合は、PDFファイル等を保存しておいてください。
<input type="checkbox"/>	基準日（4月1日入所申請の場合は同年1月1日、年度途中の入所申請の場合は入所希望月の前月の1日）時点において育休（産休）中で申請をした方は、 <u>利用開始月の翌月1日までに育休（産休）を終了し、復職することが条件です。</u>
<input type="checkbox"/>	復職とは、 <u>育休（産休）取得前と同じ条件（勤務先・就労日数・就労時間等）で復帰して就労することを意味します。</u> 復職できなくなった場合や勤務条件が変更となった場合は、 <u>入園の取消し又は無効な申請となりますのでご注意ください。</u>
<input type="checkbox"/>	<u>終了していただく必要のある育児休業には、当該児童以外のものも含まれます。</u> 例えば、下の子の育休中で、上の子のみ保育園の利用を開始する場合は、下の子の育休を終了し復職しなければなりません。

【派遣社員として就労している方】	
<input type="checkbox"/>	育休（産休）取得前と異なる就労状況（就労日数・就労時間等）で復職した場合、又は、提出した就労証明書に記載された派遣元に復職しない場合は、 <u>入園の取消し又は無効な申請となりますのでご注意ください。</u> 詳しくは、「令和7年度保育施設等入所案内」のP8をご参照ください。